

○議会の議決に付すべき契約及び財産 の取得又は処分に関する条例

(昭和39年3月9日)
(条例第1号)

改正 昭和53年3月6日 条例第3号
昭和61年12月12日 条例第9号
平成5年9月1日 条例第2号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 (省略)

附 則(昭和53年3月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月12日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年9月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。